

感染症（新型コロナウイルス等）発生時における業務継続計画

グループホームたまゆら

グループホーム切石

グループホーム下瀬

有料老人ホームたまゆら

サービス付き高齢者向け住宅ハッピーハウスたまゆら

第Ⅲ章 感染疑い者発生時の対応

1 対応事項

(1) 利用者に感染の疑われる症状が発現した場合の対応事項は以下のとおり。

対応者	対応事項
出勤者	<input type="checkbox"/> 施設長へ報告 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の中に発熱、咳、倦怠感等のある感染疑い者を発見した時には、施設長に報告を行い、指示を受ける。 <input type="checkbox"/> 有症状者の隔離 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症状が発現した利用者を居室へ誘導する。 <input type="checkbox"/> 抗原検査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・主治医に連絡し、受診または往診を依頼する。 ・主治医の指示に従い抗原検査を行う。 ・土日祝日夜間の場合、飯田保健所の「新型コロナウイルス感染症有症状者相談窓口」に連絡し、指示を受ける。(TEL:0265-53-0435 24時間対応)
	【陰性の場合】
	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医の指示のもと療養措置・経過観察を行う。
	【陽性の場合】
<ul style="list-style-type: none"> ・个人防护衣（以下 PPE）を着用する。 ・利用者を居室へ誘導し、第Ⅳ章-1-(1)へ移行する 	
施設長	<input type="checkbox"/> <u>検査結果が陽性の場合</u> <ul style="list-style-type: none"> ・第Ⅳ章-1-(1)へ移行する。

(2) 職員に感染の疑われる症状が発現した場合の対応は以下の通り

感染疑い者 (職員)	<input type="checkbox"/> 自費検査、または受診 <ul style="list-style-type: none"> ・出勤前、もしくは勤務中に 37.5 以上の発熱や感染症状が疑われる場合、勤務を行わず、検査または医療機関を受診する。 <input type="checkbox"/> 施設長へ報告 <ul style="list-style-type: none"> ・有症状が発露したことを報告し、検査または受診後、結果を追報告する。
---------------	---

	<ul style="list-style-type: none">□ 体調観察・陽性であった場合、出勤停止期間に従い療養する。
施設長 出勤者	<ul style="list-style-type: none">□ 結果が陽性の場合・第IV章-1-(2)へ移行する

第IV章 感染拡大防止対応

1 対応事項

(1) 抗原検査の結果、利用者に陽性が確認された場合の対応事項は以下のとおり。

対応に当たる職員は**必ず PEE を装着、1ケア1手洗いを徹底**、感染拡大を防止する。

対応者	対応事項
出勤者	全体対応事項
	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="336 555 1425 674"> <input type="checkbox"/> 居室対応開始 <ul style="list-style-type: none"> ・陽性者の療養期間が終了するまでの間、居室対応とし、利用者を居室へ誘導する。 ・自尊心に配慮し、療養期間終了までの対応を説明する。 <li data-bbox="336 730 1134 851"> <input type="checkbox"/> 利用者、勤務職員の抗原検査実施 <ul style="list-style-type: none"> ・有症状者に対し受診、または往診を依頼し抗原検査を実施。 ・陽性者に対して下記感染者対応事項に沿って対応を行う。 <li data-bbox="336 907 1278 1030"> <input type="checkbox"/> 必要品の準備、設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ゾーニングの実施。目安となる場所に養生テープ等にて区分けを行う。 ・所定の場所に感染性廃棄物処理用の蓋つきゴミ箱を設置する。 <li data-bbox="336 1086 1425 1294"> <input type="checkbox"/> 施設内の消毒、清掃の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・職員や利用者の移動がある都度、消毒を実施する。 ・0.02%次亜塩素酸ナトリウム液、またはアルコール製剤を使用し、高頻度接触面を中心に清拭する。 ・換気を徹底する。 <li data-bbox="336 1350 1425 1697"> <input type="checkbox"/> 食事介助について <ul style="list-style-type: none"> ・調理については通常通り実施する。 ・配膳は通常の食器を使用する。 ・※ 感染者は使い捨て容器を使用し都度廃棄する ・<u>与薬及び配膳、下膳は感染者が最後となるよう調整し行う。</u> ・まな板、布巾等の調理用具は、洗剤で十分洗い、次亜塩素酸ナトリウム液に浸し漬け、後に洗浄する。 ・食器類は洗浄した後、食洗器にて洗浄、乾燥を行う。 <li data-bbox="336 1753 1134 1832"> <input type="checkbox"/> 排泄介助について <ul style="list-style-type: none"> ・感染者以外は原則として通常通りトイレで排泄介助を行う。 <li data-bbox="336 1888 1246 2009"> <input type="checkbox"/> 入浴・レクリエーションについて <ul style="list-style-type: none"> ・実施しない。適宜、清拭で対応する。 ・レクリエーションについても陽性者の療養期間終了まで休止とする。

- 利用者の健康状態の把握
 - ・バイタル測定を適宜行い、症状の発症がないか確認する。
 - ・症状の発症があった場合、上記第Ⅲ章と同様の対応を行う。

感染者対応事項

- 居室対応の徹底
 - ・療養期間の終了までの間、居室対応を行う。
 - ・居室にポータブルトイレを設置。
 - ・尊厳に配慮し、今後の対応の説明を行う。

- 健康状態の把握
 - ・重篤化する場合も少なからずあるため、朝夕にバイタル測定を実施する。
 - ・発熱・咳・喉の違和感・嘔吐・下痢・倦怠感・味覚または嗅覚の異常などの体調不良の訴えがないか常時確認する。
 - ・容体に変化があった場合、主治医へ報告、指示を仰ぐ。

- 利用物品の取り扱い
 - ・リハパン、パット、清拭用タオル、残飯等、**直接触れて使用したものは全て**感染性廃棄物として専用のゴミ箱へ廃棄する。
 - ・食器類は**使い捨ての物を使用**し、都度廃棄する。

- 受診の際の送迎について
 - ・デイの送迎車を借用し送迎を行う。
 - ・職員は PEE を装着したまま送迎を行う。
 - ・使用後の送迎車はアルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒を厳に行う。

- 施設長対応の補佐
 - ・電話対応、関係業務等を補佐する。

施設長

- 関係者へ報告
 - ・代表取締役、統括事業本部長、本社事務、職員へ連絡し状況を共有する。
 - ・飯田市役所へ報告、必要に応じて指示を受ける。(TEL : 22-4511)
 - ・産業医（源田内科医院）に連絡する。
 - ・利用者家族、関係外部業者へ報告する。

	<input type="checkbox"/> 必要物品の手配と設置指示 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本社事務所へ連絡し、必要物品を手配する。 ・ アルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウム溶液（病院用ハイターを 0.02%に希釈）を用意、設置指示をする。
--	---

（２）抗原検査の結果、職員に陽性が確認された場合の対応事項は以下の通り

全体対応事項	
出勤者	<input type="checkbox"/> 利用者・職員の抗原検査実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則抗原検査は実施しない。 ・ 市の判断により行政検査が実施される場合がある。その際は職員・利用者共に検査を実施する。 ・ 抗原検査の結果、利用者に陽性者が確認された場合は上記 1-(1)の通り、職員に確認された場合は 1-(2)の通り対応を行う。
施設長	<input type="checkbox"/> 関係各所へ連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表取締役会長、代表取締役社長、本社事務、職員へ連絡し状況を共有する。 ・ 勤務シフトの調整を行う。 ・ 飯田市役所へ報告、必要に応じて指示を受ける。(TEL : 22-4511)

(3) 療養期間について

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染法上 5 類への引き下げに伴い 5 月 8 日以降の療養期間について別紙のように厚生労働省から示された。
これに従い、療養期間を以下のようにする。
 - 有症状の場合
 - ・ 発症日を 0 日とし、5 日を経過するまで、かつ症状軽快から 24 時間を経過するまでの間
 - 無症状の場合
 - ・ 検体採取日を 0 日とし 5 日を経過するまでの間

0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
発 症 または 検体採取日	出勤停止			解 熱 症状軽快		出勤可能 療養解除		
発 症 または 検体採取日	出勤停止					解 熱 症状軽快		出勤可能 療養解除
発 症 または 検体採取日	出勤停止	解 熱 症状軽快				出勤可能 療養解除		

<更新履歴>

更新日	更新内容
5月31日	感染法上の5類移行に伴う改訂 ・第Ⅱ章-1-(3) 対策・面会方法について変更 ・第Ⅲ章-1 検査方法の変更 ・第Ⅳ章-1-(1) 疫学調査への協力等削除 (2) 検査方法の変更 (3) 濃厚接触者の対応事項削除 (3) 療養期間について追加

(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

○令和2年4月7日付事務連絡（同年10月15日付一部改正）
社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

○令和2年6月30日付事務連絡
高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000645119.pdf>

○令和2年7月31日付事務連絡
（別添）高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検実施要領
<https://www.mhlw.go.jp/content/000657094.pdf>

○令和2年9月30日付事務連絡
高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検について（その2）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000678401.pdf>

○令和2年10月1日付事務連絡
介護現場における感染対策の手引き（第1版）等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000678650.pdf>

○（各施設で必要なものを記載）